

岐阜地方最低賃金審議会第3回岐阜県電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
専門部会議事要旨

開催日時	令和2年10月7日 13:30 ~ 17:05		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から他局の答申状況の報告を行った。 ・公益委員と労働者側委員の協議、公益委員と使用者側委員の協議を行った。 協議の結果、時間額 887 円、引上げ額 1 円とすることで全会一致し、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項適用により、即日答申となった。 <p>(2) その他 特になし</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p>			